



**子どもの社会力育成塾**  
 福岡県の「子どもの社会力育成推進事業」の8市町をモデル地区とし、子どもたちの地域における社会貢献活動を通して、規範意識や自尊感情を高めるとともに、社会の一員としての自覚（役割や責任）の向上を目的とした事業です。須恵町は、8地区のうちの1つに選ばれ、須恵東中学校校区を平成24年度から3年間のモデル地域として「須恵町子どもの社会力育成塾」を行なっています。

**参加対象**

小学校4年生から中学校2年生まで  
 （平成25年度参加者数14人）

**活動内容**

「高鳥居城」「守母神社」「男地蔵・女地蔵」の歴史に焦点を絞り、3つのグループに分かれて、現地調査や聞き取り調査などを行い、歴史への関心と知識を深めていきました。

8月には、夜須高原青少年自然の家での宿泊研修で仲間との友情の輪を広げ、また、9月には、いきいきコミュニティの史跡めぐりウォーキングに参加し、参加者に自分たちが調べた内容を発表するなど、地域貢献隊として活躍しました。12月には、須恵町歴史民俗資料館において、しめ縄作り体験にも参加しました。



第一回育成塾  
 「須恵町ってどんな町？」  
 7月27日



夏季宿泊研修(夜須高原)  
 8月6日～8日



須恵町在住の石瀧豊美先生に  
 秋月の歴史を学ぶ  
 8月8日



いきいきコミュニティ  
 史跡めぐりウォーキング  
 9月29日



高鳥居城(岳城)の  
 歴史を学ぶ  
 10月26日



しめ縄作り体験を通じ、伝統を学ぶ  
 12月14日

**塾生の成長と活動の成果**  
 7月6日の開講式を皮切りに十数回の活動を行いました。子どもたちは、1年間の活動を通じて、塾生同士の仲間意識の向上、須恵町の歴史への関心や学習意欲を高めることができました。そして、8つのモデル地区の参加者が集った実践発表会では、自分たちの活動内容を堂々と参加者に発表し、大きく成長した姿を見せました。



福岡県子どもの社会力育成塾  
 実践発表会 3月1日

## 地域に貢献する子どもに

### 平成25年度「子どもの社会力育成塾」

～活動テーマ～

「地域の歴史を学び、  
 地域の良さを町民に広げる」

## 国民健康保険のお知らせ

### 70～74歳の被保険者に係る窓口負担 見直しについて

70歳から74歳の人の窓口負担は、法律上2割となっておりますが、特例措置でこれまで1割負担とされてきました（現役並み所得者は3割負担のまま）。平成26年度から、より公平な仕組みとするため、この特例措置が見直されることとなりました。

見直しに当たっては、高齢者の生活に大きな影響が生じることのないよう、平成26年4月2日以降70歳の誕生日を迎える人から段階的に実施されることとなりました。

▼問合せ先 住民課国保年金係

☎9322・1467  
 (ダイヤルイン)  
 ☎9322・1151  
 (内線115)

(今まで)  
 ●小学生～69歳まで 3割負担  
 ●70歳～74歳 2割負担  
 (特例措置として1割負担)  
 ●現役並み所得者 3割負担

(見直し後)  
 4月2日以降に  
 誕生日を迎えた人から実施  
 ●小学生～69歳まで 3割負担  
 ●70歳の誕生日を迎えた人  
 誕生日の翌月から 2割負担  
 ※1日が誕生日の人は、その月から2割負担  
 ●70歳から74歳の今まで特例措置を受けていた人 1割負担  
 ●現役並み所得者 3割負担

## 国民年金のお知らせ

### 平成26年度 学生納付特例の申請 受付が始まります！

20歳になると国民年金保険料を納めなければいけません。しかし、所得の少ない学生である場合は、学生納付特例制度により、納付を先送り（猶予）することができまます。

今月から平成26年度（平成26年4月～平成27年3月）の申請ができますので、すぐに手続きをしてください。

▼申請方法 学生証のコピーまたは存学証明書を持参して、住民課国保年金係で申請してください。

▼注意点 前の年に申請した人も、毎年申請が必要です。

### 学生納付特例を申請する メリット

- ①在学中にけが、病気や事故で障害を負ったときに、障害基礎年金を受けられることができます。
  - ②年金を受け取るために必要な期間（支給資格期間）に含まれます。
- ※ただし、あくまで納付を先送り（猶予）する制度であり、学生納付特例

を受けた期間は将来受け取る年金額には反映されません。年金額を増やしたい場合は、10年間のほって納付することができます。

**過去2年間申請し忘れた人は今すぐ手続きを！**

平成26年4月から、2年1か月さかのぼって学生納付特例の申請ができるようになりました。

平成24年度、平成25年度の申請を忘れていた人は、当時学生だったことを証明できるものを持って、今すぐ手続きをしてください。

▼問合せ先 住民課国保年金係

☎9322・1467  
 (ダイヤルイン)  
 ☎9322・1151  
 (内線115)